

# 建設コンサルタント業務における 手持ち業務量の更なる制限緩和について

## 【概要】

防衛力整備計画において、令和9年度までに自衛隊施設の強靱化に係る事業費として約4兆円が見込まれるところ、今後、建設コンサルタントが担う基本検討・実施設計・工事監理業務等についても、各地方防衛局等において、これまでに例のない発注件数・規模が見込まれること、また、一般の技術者不足も踏まえ、配置予定技術者の手持ち業務量について見直すこととします。

## 【現状】

入札公告日(企画競争又は公募型プロポーザル方式における手続き開始の公示日を含む。以下同じ。)時点において、配置予定管理技術者の手持ち業務量が5億円未満かつ10件未満であること。

ただし、手持ち業務に調査基準価格を下回る価格で落札した業務がある場合は2.5億円未満かつ5件未満であること。

## 【見直し後】

入札公告日(企画競争又は公募型プロポーザル方式における手続き開始の公示日を含む。以下同じ。)時点において、配置予定管理技術者の手持ち業務量が5億円未満かつ10件未満であること。

ただし、手持ち業務に調査基準価格を下回る価格で落札した業務がある場合は2.5億円未満かつ5件未満であること。

**なお、防衛省発注機関が発注した業務については、手持ち業務量の件数のみ対象とし、契約金額は対象外とする。また、発注する業務の履行開始予定日までに完了する見込みの手持ち業務については、手持ち業務量の対象外とする。**

## 【適用時期】

令和6年2月1日以降に入札公告または手続き開始の公示を行う業務を対象に適用することを基本とします。